

議案第68号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表に次のように加える。

令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額
---------------	------------------	----------------

別表中備考10を備考11とし、備考4から備考9までを1ずつ繰り下げ、備考3の次に次のように加える。

4 「占用面積」とは、占用の許可を受けた面積をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成19年4月1日以後の占用に係る道路占用料について適用する。

理 由

道路法施行令の改正により道路の占用物件として自転車等を駐車させるための車輪止め装置その他の器具が追加されたことを踏まえ、当該占用物件に係る道路占用料の額を定めるほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

